

# 釜石市いじめ防止基本方針 改定版



令和4年12月  
釜石市教育委員会

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為であり、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている子どもにはその行為を許さないという毅然とした態度で指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、学校・保護者・地域・関係機関等が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、各々の役割を認識し、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはならない。また、子ども自らも、安心して暮らせる社会や共に学び合う集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない環境作りを進めていかなければなりません。

釜石市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「釜石市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定します。

この「市の基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

釜石市立各小・中学校において、市の基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「学校の基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対応します。

## 第1章 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・保護者・地域・関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものである最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の者だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校・保護者・地域・関係機関等が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### 2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様及び犯罪行為として取り扱われる可能性がある行為には、以下のようなものがある。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

#### 【文部科学省におけるいじめの態様】

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。

- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

**【刑法上犯罪に該当する可能性がある行為について】**

- ・殴る・蹴る → 「暴行罪」
- ・暴力行為によって相手に傷害を与える → 「傷害罪」
- ・生命や身体等に害を加える脅し → 「脅迫罪」
- ・脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする → 「強要罪」
- ・脅して金銭を取る → 「恐喝罪」
- ・所持品を盗む → 「窃盗罪」
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する → 「強盗罪」
- ・鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする → 「器物損壊罪」
- ・悪口を言う、インターネット上や黒板に悪口を書く → 「名誉棄損罪」、「侮辱罪」

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許さない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要

である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## **(3) いじめへの対処**

いじめがあると認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## **(4) 地域や家庭との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と地域、家庭と連携する。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## **5 釜石市いじめ防止基本方針策定の目的**

市の基本方針は、いじめの問題への対策を、学校・保護者・地域・関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で総合的かつ効果的に進め、法により規定されたいじめの防止および解決を図るための基本事項を定めること等により、釜石市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的として策定する。

## 第2章 いじめ防止等に向けた釜石市教育委員会の施策

### 1 釜石市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置

釜石市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、本方針により、学校・市教育委員会・児童相談所・釜石警察署等の関係者により構成される「釜石市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の主な機能については、以下のとおりである。

- ◇ 釜石市立学校におけるいじめに関する内容について情報交換を行う。
- ◇ 連絡協議会は、7月、12月、3月に定期的に開催する。また、必要に応じて開催することがある。

### 2 釜石市いじめ問題調査委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、釜石市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために市教育委員会の補助機関として、「釜石市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。

この調査委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

調査委員会の主な機能については、以下のとおりである。

- ◇ 釜石市立学校におけるいじめの事案が重大事態と市教育委員会または学校が判断したとき、必要に応じて当該重大事態に係る調査を行う。

### 3 釜石市教育委員会の取組

#### （1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめ防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ いじめの早期発見のための、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

エ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

・いじめ110番、・教育相談員、・スクールカウンセラーの整備

オ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。（教職員への研修、生徒指導主事研修、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修等）

カ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察の助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。

また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解し、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して必要な啓発活動を実施する。（携帯端末機器等のトラブルの相談窓口を設置し、周知させる。）

キ 下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## （２）いじめの対応に関すること

### ア いじめに対する措置

- ・市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35号第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒の他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

#### イ 警察への通報・相談による対応

- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体・又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。

### (3) 学校評価、学校運営改善の実施

#### ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・市教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

#### イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

## 4 その他の事項

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、市教育委員会は学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、市教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

### 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を学校の基本方針として定める。策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

学校の基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体

制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1) 学校の基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校の基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。
- (4) 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研究の実施状況）を評価項目に位置付ける。

## 2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
  - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割（携帯端末機器等のトラブルの相談窓口を設置し、周知させる）
  - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動など係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- などが考えられる。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画的に進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるように支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

## **(2) 早期発見**

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断にしにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめでないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。

あわせて、学校はいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

## **(3) いじめに対する措置**

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得る。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

また、いじめは単なる謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### **① いじめに係る行為が止んでいること**

いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。ただし、被害の重大

性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (4) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査（法第28条）

#### (1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- ◇児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇身体に重大な障害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

重大事態として扱われた事例としては以下のようなものがある。

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など

なお、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は市教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、事案関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階であっても、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査に当たる。

## **(2) 重大事態の報告**

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

## **(3) 調査の趣旨及び調査主体**

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

## **(4) 調査を行うための組織**

市教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。市教育委員会が調査を行う際には、調査委員会を招集し、これが調査に当たる。

## **(5) 事実関係を明確にするための調査の実施**

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ若しくはいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

また、調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等

の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。その際には、以下を説明事項とする。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④調査事項（調査となるいじめ行為、学校の対応等）
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の情報提供

特に⑥については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく。

#### **ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合**

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

#### **イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合**

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める

調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者としての適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

## （6）その他留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限

らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

## **(7) 調査結果の提供及び報告**

### **ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供**

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### **イ 調査結果の報告**

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

報告に際しての注意点は以下の通りである。

- ・ 被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を、市長に対する報告に添えることができる。
- ・ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・ 市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

### **ウ 調査結果を踏まえた対応**

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。

また、市教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

## **2 調査結果報告を受けた釜石市長による再調査及び措置**

### **(1) 再調査**

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者

に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、再調査を行う必要があると考えられるのは、以下のような場合である。

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。
- ③ 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合。

## **(2) 再調査を行う機関の設置**

再調査を実施する機関については、本方針より釜石市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

## **(3) 再調査の結果を踏まえた措置等**

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事態の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。